

第 1 回岡山県耐火物製造業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 18 日 (水) 午後 3 時 35 分 ~
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 B
- 3 出席者
- | | |
|------------|-----------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
國 光 類
益 田 佐和子 |
| 労働者代表委員 | 淺 山 里 奈
足 岡 竜 也
今 井 輝 |
| 使用者代表委員 | 高 木 聡
津 田 宏 幸
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 1 回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

今年度第 1 回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間司会進行を事務局で務めます。

まず、定足数について報告いたします。

本日は委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

- (1) 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (3) 資料説明について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は令和 6 年度 1 回目の専門部会の開催となります。冒頭、政木労働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

労働基準部長の政木でございます。

専門部会の開催に当たりまして一言挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、本部会に御参集いただきまして本当にありがとうございます。

岡山県最低賃金につきましては、御承知のことかと思うのですが、先般、公労使皆様の熱心な御審議によりまして、最低賃金が時間額となって以来最大の上げ幅である 50 円プラスということで、982 円として、来月 10 月 2 日より適用となっているところでございます。審議に参加いただいた委員の皆様におかれましては、改めてこの場を借りて御礼申し上げたいと思います。

特定最低賃金につきましては、この地域別最低賃金よりも高い額を設定することが必要な産業において設定されることとなっております。委員の皆様方におかれましては、これから改定の必要性の有無を含めて御審議いただくこととなっております。

今後 7 業種でございますので、かなり過密なスケジュールとなっております。その点でも御負担をおかけすると思うのですが、ど

うぞよろしくお願ひいたします。

中本指導官

それでは賃金室長、よろしくお願ひします。

三村室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法において公益委員の内から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。

部会長は片山委員、部会長代理は益田委員です。御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長

ありがとうございます。

以降の議事につきましては、片山部会長にお願ひいたします。

片山部会長

部会長を仰せつかりました片山でございます。

よろしくお願ひいたします。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。特質の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の皆様のご御理解と御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

三村室長

他部会の審議状況を報告させていただきます。

これまでに、一般機械、鉄鋼、船舶、電気、自動車が必要ありで結審をしております。各種小売は必要性なしで結審をしております。以上です。

片山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思ひます。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名するもの」とされていますので、部会長である私と、労側は浅山委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いいたします。

次に、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず、付議事項(2)につきましては、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項「(3)本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項「(4)特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言については公労使の三者協議とし、労使それぞれ5分程度でお願いしたいと思います。御協力をよろしくお願いします。

では、付議事項「(2)岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは資料 2 を御覧ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月3日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料 2 - がその際の諮問文となります。その後、7月29日の本審で、特賃の必要性の有無については各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加え、再度諮問を行いました。これが資料 2 - の諮問文です。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが2点ございます。

1点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額 982 円を上回った金額とすることとなります。

2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月17日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せず専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

資料 9は、「令和5年度特賃審議経過及び結果一覧表」となっておりますので参考にしてください。

片山部会長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、何かございますか。

(特になし)

片山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催していますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、これまで、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることから、非公開としていました。今回の必要性審議においても同様の事情により第2回目以降は非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。

次に、付議事項「(3)資料の説明」について、事務局からお願いします。

三村室長

資料 3から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月5日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復が続いている」とあります。最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けて、増加ペースが鈍化している」また、設備投資は、「6月短観調査における2024年度の

県内企業の全産業における設備投資額は増加見込みとなっている」とあります。

2 ページの生産については、「県内主要製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している」とされています。

また、雇用・所得は、「労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とされています。

次ページは、岡山県の主要経済指標が記載されています。

(1) 最終需要の中の「設備投資」の欄では、岡山県企業短観調査による設備投資額(全産業)は、2024 年度(計画)で前年比+18.0%となっています。

(4) 物価の欄では、消費者物価指数(岡山市、生鮮食品を除く総合)をみますと、7月の前年比は+2.3%と、4月以降、前年比プラスが大きくなっています。

資料 4 は、本年8月6日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回4月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年4月と比較し、「設備投資」「企業収益」などは、上向き、「個人消費」「生産活動」「雇用情勢」「企業の景況感」は横ばいの状況です。

また、【先行き】については、「各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「個人消費」は、「一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復しつつある」とあります。

また、「生産活動」は、「足踏みの状況にある」とあります。

3 ページの「雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、「新規求人数が前年を下回っているものの、有効求人倍率は概ね横ばいで推移している」とあります。

「設備投資」では、「6年度は前年度を上回る見込み」とあります。また、「企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは「下降」超幅が拡大している」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し」となっています。

次ページ以降は、本報告の資料編となっております。参考に御覧ください。

資料 5 は、岡山県総合政策局が発表した、令和6年6月分

の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

生産指数は109.1と、3か月連続の上昇となっております。

1ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、3ページには「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、一番下段に、窯業・土石製品工業があります。

5ページ以降、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。数値の前の「r」は、速報値が訂正されたものです。それから、後には「指数表」が記載されておりますので参考としていただければと思います。

続いて資料 6 ですが、こちらは岡山労働局職業安定課が8月30日に発表した「雇用情勢」です。

7月の岡山県内の有効求人倍率は1.41倍、前月と比べ0.05ポイント上昇しています。

また、11ページに、「産業別・規模別新規求人状況」があります。上の方にE製造業がありますが、こちらをみますと、7月は前年同月比+1.4%、下段の(21)窯業・土石製品をみていただきますと-4.3%となっております。

資料 3～資料 6の説明は、以上です。

中本指導官

それでは、私から、最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。

説明いたします基礎調査の資料は、資料 7となります。お手元の資料を御覧ください。

まず、1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、耐火物製造業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としており、30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和6年6月分の所定内賃金となっ

ております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は28社、集計調査労働者数は448人、この調査結果を元に復元した母集団労働者数は785人となっております。以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の2ページを御覧ください。「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性0.0%、女性4.0%、男女合計で0.6%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

の特性値一覧表ですが、月平均賃金額291,633円、時間当たり平均賃金額1,852円、第1・20分位数1,185円、第1・10分位数1,264円、第1・4分位数1,472円、中位数1,819円となっており、カッコ内が前年度の数字となっております。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20等分、10等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

4ページの一番上から7番目にある「1,000円」の階級をみていただきますと累積で「6人」の労働者がおり、一つ上の「999円」の階級をみていただくと累積で「5人」の労働者がおりますので、結局、「1,000円」の階級には「1人」が属しているということが読み取れるということになります。

3～8ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、9～14ページには男女別・年齢別に区分した集計結果となっております。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より10円低い「970円」からプラス110円の「1,080円」までが1円刻みとなっており、それ以降は、10円刻み、100円刻みとなっております。

15ページを御覧ください。

このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を10円と100円

刻みにしてグラフ化したものです。

17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけど、30 円引き上げて「1,010 円」とすると 0.76%の影響率となります。以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料 8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 25 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和 5 年度の耐火物製造業の特定最賃は 980 円で 105.2%となっております。

また、その次のページの表は、耐火物製造業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。

片山部会長

ありがとうございました。

ただ今の資料説明につきまして、何か御質問等はございませんか。

(特になし)

片山部会長

では、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。時間は 15 分ぐらいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

では、16 時 20 分から再開したいと思いますので、委員の皆様よろしくお願ひします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

片山部会長

三者協議を再開します。

付議事項「(4)特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議」に入ることとします。

まず、労使各側から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ 5 分程度での発言に御協力いただくよう、お願ひします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。

それでは、労働者側の代表の方、お願いします。

足岡委員

特定最低賃金の必要性について、先に結論から申しますと、労側としては必要性ありと考えております。

その理由と申しますか、考え方としましては、ここ数年、日本の企業において、最賃も含め、各企業がしっかりと賃金の上昇に取り組んでいること。企業もがんばっていますし、そこで働く人たちも自動化やいろいろな文化が発達する中で非常に苦勞しながら産業を下支えしています。相手が国内だけですと国内だけのことをしていればいいのですが、特に、鉄を始め自動車もそうですが、海外としっかりと戦っていかないといけないわけです。

一方で、海外から外国人労働者の流入も進んでいて、このままいくと外国人労働者よりも日本人労働者の方が賃金が低くなってしまふということも考えられるわけです。差別とかそういうことではないのですが、日本で働く人にしっかりと賃金を支払っていただいて、いい仕事をしていただくことがいい産業を下支えしていくと考えております。そのためには、この最低賃金が基礎になると思いますので、しっかり底上げをしていかなければならないというのが考え方の1つであります。

抽象的な話になって申し訳ありませんが、必要性ありの考え方として述べさせていただきます。以上です。

片山部会長

補足はありませんか。

(特になし)

片山部会長

では、続いて使側からお願いします。

津田委員

それでは、使側から意見を述べさせていただきます。

まず、結論から申し上げます。使側としましては、改定の必要性はありと考えています。

ただし、条件があります。やはり、慎重な審議を望んでいますので、その前提で改定の必要性ありという意見になります。

その理由としまして、これから説明申し上げます。

直近令和6年度のこの業界の賃上げ状況をみますと、金額的には一律ではなくてばらつきがあります。やはりそこは各企業

の経営状況によるものが大きく起因してしまっていて、耐火物業界におきましても企業間の格差が未だに残っております。

その背景としまして、我々業界を取り巻く市況、環境といったところが、ここ数年厳しくなっております。鉄鋼メーカーが我々の最大のユーザーでありますけれども、その生産量規模、国内粗鋼生産量が年々減少傾向にあり、数年前は1億トンがいわゆる1つの目安というイメージでありましたが、ここ数年の国内粗鋼生産量は、9,000万トンを超える量で推移しています。鉄鋼側も生き残りをかけて生産集約といった形で市場をどんどん縮めていっていますので、その影響はこの業界にとってはやはり効いております。

そういった中で、我々の輸入原料、主原料というのは、ほぼほぼ6割、7割が輸入に頼ってしまっていて、足下の経済情勢による為替の円安が非常に大きくなっていること。それと、ここ2年ぐらい続いていますかね、ロシア、ウクライナ、それから中東、そういったところの海外情勢の緊張状態、いわゆる資材購入に関する影響が非常に大きくなってきております。

そういった非常にリスクを含んだ環境下で我々は製造を続けている状況にあることは間違いないと思います。

ただし、人材の確保というのは喫緊の課題だと思っております。それにはやはり1番分かりやすいのは賃金の上昇だと思っておりますので、必要性の有無に関しましては労側と同じ考えです。その中で慎重に審議を重ねさせていただければというのが今の思いです。

片山部会長 補足で何かありますか。

(特になし)

片山部会長 双方から御発言いただきましたが、ほかに質疑等はございますでしょうか。

足岡委員 1点質問があるのですが、先ほどの資料説明の中で、女性の最低賃金の未満率が4%、昨年が2.3%ということで、今年も上昇しているのですが、これはなぜこうなっているのかがよく分からないのですが。

我々が調べた範囲ではないはずなんですけど。未満率が出ているのが気になります。

三村室長 基礎調査はセンサスという基になる母体がありまして、この中の耐火物という業種の中から無作為抽出をして、調査をしております。男女別、年齢別、規模別で調査をしております、確かに女性の未満率が4%と出ておりますが、これが無作為で抽出しておりますので、どうしてこうなっているのかというはっきりしたお答えは出来かねますが、一応、調査した結果ということでとらえていただければと思います。

はっきりとこれが原因ですということは事務局の方でも把握しきれていません。

今井委員 気にしなくていいというわけにはいかないでしょう。0点何%というのならまだ分かるのですけどね。そうですね。無作為でいっていたら分からないですよ。

三村室長 無作為ですし、業種は耐火物でセンサスの中から選定して調査はさせていただいています。

県最賃の適用があるんじゃないかとか、センサスの中では耐火物で区分けをさせていただいているのですが、企業さんの中で県最賃の適用という認識で支払をされているということがもしかしたらあるのかもしれない。

今井委員 元データがおかしい可能性があるということですか。

三村室長 元データがおかしいとまでは言い切れませんが、昨年も多分件数の話があったと思うのですが、総務省が把握している業種で括った耐火物なので、もしかしたら、今、申し上げたようなことがあるのかもしれないし、県最賃の方を適用するという認識で支払いをされているのかもしれない。

ただ、調査した内容で、こちらの方で指導するとかそういうことはできませんので、あくまでもこれは無作為抽出による事業場の基礎調査結果ということになります。

確かに今年は4%なので、事務局としても気になるころではあります。

今井委員 分かりました。

片山部会長 ほかに何かございますか。

(特になし)

- 片山部会長 よろしいでしょうか。
では、確認ですが、使側の方から、慎重な審議を求めていくという御意見がございましたが、労使双方とも必要性ありということで意見が一致しているということでよろしいでしょうか。
- (同意する声)
- 片山部会長 それでは、岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、双方から必要性ありとのお話をいただき、結論を得ることができました。
この結論を会長あて報告したいと思います。
事務局で報告文(案)の準備をしてください。
- (事務局、報告文(案)を各委員に配付)
- 片山部会長 では、事務局で報告文(案)を読み上げてください。
- 三村室長 それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。
- (報告文(案)読み上げ)
- 片山部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 片山部会長 本年7月29日の第508回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされており、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文(案)を用意してください。
- (事務局、答申文(案)を各委員に配付)
- 片山部会長 では、事務局で答申文(案)を読み上げてください。
- 三村室長 それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。
- (答申文(案)読み上げ)
- 片山部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

では、この内容で(案)を取り、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第 32 号です。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

三村室長

答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木部長

本日は御審議をいただきましてありがとうございました。
必要性ありということで、次回から金額審議に入りますけれども、何とぞ労使間の審議の中で結審していただけますようによろしくお願いいたします。

片山部会長

お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき、本日答申することができました。

本日の審議はここまでとし、次回は労使より金額提示をいただきたいと思います。

次に、付議事項「(5) 今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

三村室長

先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することといたします。意見書の提出期限につきましては、公示期間を3週間としまして、10月9日水曜日までとなります。

今後の審議日程につきましては、第2回を10月22日火曜日15時から予定しております。委員の皆様には改めて通知させていただきます。次回の専門部会につきましては最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会となります。以上です。

片山部会長

次に、付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長

1点確認をさせていただきます。本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成しましてこれを公開させていただきます。第2回以降の専門部

会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成し、公開することとしてよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようにお願いします。

ほかに委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

それでは、これをもちまして、第1回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変お疲れ様でした。